

費用対効果評価専門部会（部会長：荒井耕・一橋大学大学院商学研究科教授）は6月24日、費用対効果評価の試行的導入の在り方について議論した。事務局はこれまでの議論を踏まえ、費用対効果評価の工程案を提示。①データ提出、②再分析、③アプレイザル（評価）、④評価結果を活用した意思決定——の4工程に整理し、各工程における対応の具体例などを挙げた。

①については「選定基準を設定して対象品目を選定した上で、企業にデータ提出を義務付ける」との方向性が示された。これに対し委員からは、1～4月の非公開会議で医薬品5品目・医療機器3品目を具体例として検討した際、企業がデータ提出の準備に要した時間を鑑み、「実現可能な範囲を想定した選定基準とすべき」という意見が多く上がった。また、企業を代表する専門委員は「データ提出を義務付ける」という文言について「表現が強過ぎる」とし、修正を求めた。

企業が提出したデータを中立的な立場から検証する②では、実施体制として「厚生労働省内部で対応する」「既存の組織の中で、費用対効果評価を担当する機能を持ちうる部署を設ける」「公的な組織を新たに設置し、厚生労働省と連携することを検討する」——の3案が例示された。委員からは中立性を担保する観点から「厚労省とは別の、複数の研究機関を」という主旨の意見が上がった。さらに③については「分析結果に基づき、様々な観点から総合的な評価を行う」との定義を確認した上で、同部会もしくは新設の組織にて実施することが提案された。

④は実施のタイミングを「保険収載時」「収載後一定期間後」のいずれかとし、費用対効果評価に基づく対応として「保険償還の可否を判断」もしくは「保険償還価格へ反映」する案が示された。これについては、「実現可能なのは、“収載後一定期間後に保険償還価格へ反映（既収載品の再算定）”」という論調が目立った。事務局ではこれらの意見を踏まえ「今夏の間報告に向けて議論を深めていきたい」としている。

■DPC対象病院の合併における基準見直し

費用対効果評価専門部会に先立って開催された中医協・総会では、森田朗前会長（国立社会保障・人口問題研究所所長）の退任に伴い、田辺国昭委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授）が新会長に選出され、新たな体制で2016年度に向けた議論が進められた。

この日、論点の1つとして挙げられたのは「DPC対象病院の合併における基準の取り扱い」について。現行のルールにおいて、合併後、DPC対象病院となるには、「合併前の主たる病院がDPC対象病院であること」に加え、合併対象となる全ての病院が①直近1年以上、継続してデータを提出、②直近1年の（データ/病床）比が1カ月当たり0.875以上——という条件を満たす必要がある。しかし、従たる病院が①②を満たしていなくても、合併後の医療機関の急性期機能に大きな変化がない場合もあるため、これらの基準を「原則」と改めることが了承された。

■薬剤服用歴未記載の点検結果報告「生ぬるい」

総会では、関係団体による薬剤服用歴の記載状況についての自主点検結果も報告された。これは2月に大手薬局チェーンにおいて、薬剤服用歴を記載することなく薬剤服用歴管理指導料を算定していることが発覚した他、別の大手薬局チェーンにおいても薬剤服用歴の未記載があったことを受け、全国の薬局の実態を把握するため、厚生労働省の要請により行われたもの。厚生労働省が作成した調査票に基づき、日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会の3団体が、それぞれの傘下の薬局に対して調査を実施した。2014年1月1日から12月31日の間に算定した全処方箋を対象に点検した結果、薬剤服用歴未記載の薬局数は日本薬剤師会（対象薬局数・以下同4万7,898）が983、日本保険薬局協会（1万591）が225、日本チェーンドラッグストア協会（4,674）が323で、合計（団体間の重複を除く・以下同）は1,220。また、薬剤服用歴管理指導料を算定したうち、未記載だった件数の合計は81万2,144だった。

しかし厚生労働省が各団体から報告を受けたのは、薬剤服用歴未記載があった薬局名のみで、点検対象となった全薬局のリストを入手していないため、点検の正確な母体数は把握できていない。さらに薬剤服用歴管理指導料の算定状況についても、41点と34点（お薬手帳への記載なし）の算定件数の内訳が不明で、不適切な算定の合計額は分かっていない。こうした点検に委員からは厳しい批判の声が上がった。松本純一委員（日本医師会常任理事）は「点検の母体数が分からないのでは意味がない。性善説に基づいた調査だ。調査時に後から薬剤服用歴を書き足した可能性も否定できない」と指摘。また、白川修二委員（健康保険組合連合会副会長・専務理事）は「報告された数字にはケアレスミスと不正が混在しているのだろうが、いずれにしても保険制度を揺るがす事態。関係団体による自主点検では生ぬるい」と訴えた。厚生労働省は今後、薬剤服用歴管理指導料を算定したうち、未記載だった分は薬局に自主返還を求めていく考えだが、対象範囲はあくまで今回の点検で把握できた件数に限るとしたため、委員からはより厳格な監査を求める意見が相次いだ。